

令和3年度 滋賀県立石山高等学校同窓会

通常総会資料（書面評決による開催）

（審議議案）

第1号議案 令和2年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動報告

第2号議案 令和2年度滋賀県立石山高等学校同窓会 会計報告

第3号議案 滋賀県立石山高等学校同窓会 会則の変更について

第4号議案 滋賀県立石山高等学校同窓会 役員の改選について

第5号議案 令和3年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動計画（案）について

第6号議案 令和3年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 会計予算（案）について



滋賀県立
石山高等学校同窓会

令和2年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動報告

4月9日 第58回入学式(来賓自粛)

4月10日～17日 本部役員会(LINE会議)

4月15日～30日 監査会(ゆうパックにより非接触)

5月2日 同窓生の集い(琵琶湖ホテル)中止

5月5日～7日 本部役員会(LINE会議)

5月7日～22日 第1回常任委員会(書面決議)

5月24日 後援会・PTA・学校合同懇親会(大津プリンスホテル)中止

6月1日～25日 総会(書面決議)

6月25日 本部役員会(ロイヤルホスト島の関店)

7月11日 第2回常任委員会(石高会館) 同窓生の集いは60周年に開催

10月21日 本部役員会(くし屋敷)

11月28日 第3回常任委員会(石高会館) 体制再編について

1月5日～10日 本部役員会(LINE会議)

2月6日 第4回常任委員会(石高会館) 役員改選に伴う規約改定

2月28日 入会式(自粛)

3月1日 第55回卒業式(来賓自粛)

3月20日～30日 本部役員会(LINE会議)

令和2年度滋賀県立石山高等学校同窓会会計決算書

一般会計

収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
繰越金	2,058,352	2,058,352	定期1,000,667+普通1,046,621+現金11,064
会費	1,560,000	1,560,000	4,000円×390名
寄付金	50,000	0	
雑収入	100	95	預金利息 95
計	3,668,452	3,618,447	

支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
総務費	100,000	67,802	ホームページ管理費 55,880 消耗品他 7,838 寄付金口座振替手数料 4,084
通信費	80,000	27,717	郵送切手代等
活動費 総務部会費	450,000	379,382	記念品等 376,420 役員会開催費他 2,962
交流部会費	150,000	1,000	学年部活同窓会補助金1件
広報部会費	50,000	0	
修繕費	300,000	0	
積立金	100,000	400,000	通常積立 100,000 修繕費から積立 300,000
予備費	100,000	0	
翌年度繰越金	2,338,452	2,742,546	定期1,000,752+普通1,674,331+現金67,463
計	3,668,452	3,618,447	

記念事業会計

収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
繰越金	1,323,274	1,323,274	
積立金	100,000	470,000	通常積立 100,000 修繕費から積立 300,000 寄付金 70,000
雑収入	0	11	預金利息
計	1,423,274	1,793,285	

支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
翌年度繰越金	1,423,274	1,793,285	
計	1,423,274	1,793,285	

上記のとおり報告します。

令和3年3月31日

会計

神戸 照美

会計

松田 奉子

会計監査報告

令和2年度決算について、関係帳票および収支証書類等に基づいて監査を行った結果、正確かつ適正に処理されていたことを報告します。

令和3年4月28日

監査

岩井 繁治

監査

永野 智

滋賀県立石山高等学校同窓会会則 変更案

名 称

第1条

この会は、滋賀県立石山高等学校同窓会と称する。

目 的

第2条

この会は、会員相互の親睦、互助を図るとともに、母校の進展に寄与することを目的とする。

事 業

第3条

この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦。
- (2) 会員名簿及び会誌の発行。
- (3) 母校発展のための援助。
- (4) その他、この会の目的達成のため必要な事業。

組 織

第4条

この会は、次の者をもって組織する。

- (1) 通常会員 本校の卒業生、および入会を希望する中途転校、退学者。
- (2) 特別会員 本校に勤務する教職員、および旧教職員。

役 員

第5条

1. この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 庶 務 若干名
- (5) 監 事 3名程度
- (6) 部会長 若干名
- (7) 副部会長 若干名
- (8) 学年委員 原則各学年単位に1名以上

2. 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。

3. 他の役員は、会長が委嘱する。

役員職務

第6条

1. 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を行う。
4. 庶務は、この会の会務を行う。
5. 監事は、この会の事業ならびに会計を監査する。
6. 部会長は、部会を統括する。
7. 副部会長は、部会長を補佐する。
8. 学年委員は、当該学年の代表となり、会務全般について審議する。

役員任期

第7条

会長の任期は、1期2年間とし、再任については2期までとする。

会議

第8条

1. 会議は、総会、役員会とし、会長が召集する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、部会長、副部会長、監事で構成する。
3. 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。
4. 総会は、原則として毎年6月に開催し、次の事項及びその他事項を審議する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 役員改選および会則の改正
 - (4) 事業計画
 - (5) 会計予算又、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
5. 会議の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

顧問

第9条

この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長が推挙し、役員会において承認する。
2. 顧問の定数は特に定めないものとする。
3. 会長が必要と判断するときには、役員会への出席を要請する。

会計

第10条

1. この会の財務は、入会金、寄付金およびその他の収入をもって執行する。
2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 口座の管理は会長と会計(会計管理者)とする。

事務局

第11条

この会の事務局を下記に置く。

滋賀県立石山高等学校同窓会事務局

〒520-0844

滋賀県大津市国分1丁目15番1号

滋賀県立石山高等学校内

附 則

平成10年度より、入会金を4,000円とする。

昭和41年4月1日(設立年月日)施行の会則を元に、平成14年8月25日改正する。

平成26年10月25日一部改正する。

平成27年6月27日一部改正する。

平成28年11月12日一部改正する。

平成30年6月9日一部改正する。

令和3年〇月〇日一部改正する。

令和3年〇月〇日、本会に交流部会を設置する。

滋賀県立石山高等学校同窓会会則

名 称

第1条

この会は、滋賀県立石山高等学校同窓会と称する。

目 的

第2条

この会は、会員相互の親睦、互助を図るとともに、母校の進展に寄与することを目的とする。

事 業

第3条

この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦。
- (2) 会員名簿及び会誌の発行。
- (3) 母校発展のための援助。
- (4) その他、この会の目的達成のため必要な事業。

組 織

第4条

この会は、次の者をもって組織する。

- (1) 通常会員 本校の卒業生、および入会を希望する中途転校、退学者。
- (2) 特別会員 本校に勤務する教職員、および旧教職員。

役 員

第5条

1. この会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会 計 若干名
 - (4) 書 記 若干名
 - (5) 監 査 2 名
 - (6) 常任委員 若干名
 - (7) 学年委員 原則各学年単位に1名以上
2. 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。
3. 他の役員は、会長が委嘱する。

役員の職務

第6条

1. 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を行う。
4. 書記は、この会の会務を行う。
5. 監査は、この会の会計を監査する。
6. 常任委員は、学年委員から選出し、会の運営に関する主要事項について審議する。
7. 学年委員は、当該学年の代表となり、会務全般について審議する。

役員の任期

第7条

会長の任期は、1期2年間とし、再任については2期までとする。

会 議

第8条

1. 会議は、総会、常任委員会、本部役員会とし、会長が召集する。
2. 常任委員会は、会長、副会長、会計、書記、常任委員で構成する。
3. 本部役員会は、会長、副会長、会計、書記で構成する。
4. 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。
5. 総会は、原則として毎年6月に開催し、次の事項及びその他事項を審議する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 役員の改選および会則の改正
 - (4) 事業計画
 - (5) 会計予算又、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
6. 常任委員会は、会長もしくは過半の常任委員が必要と認めた場合に開催する。
7. 会議の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

顧 問

第9条

この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長が推挙し、常任委員会において承認する。
2. 顧問の定数は特に定めないものとする。

会 計

第10条

1. この会の財務は、入会金、寄付金およびその他の収入をもって執行する。
2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 口座の管理は会長と会計(会計管理者)とする。

変更前

事務局

第11条

この会の事務局を下記に置く。

滋賀県立石山高等学校同窓会事務局

〒520-0844

滋賀県大津市国分1丁目15番1号

滋賀県立石山高等学校内

附 則

平成10年度より、入会金を4,000円とする。

昭和41年4月1日(設立年月日)施行の会則を元に、平成14年8月25日改正する。

平成26年10月25日一部改正する。

平成27年6月27日一部改正する。

平成28年11月12日一部改正する。

平成30年6月9日一部改正する。

役員の改選について(令和3年・4年度)

役職	氏名	卒期
会長	谷 祐 治	27
副会長	木 村 公 信	9
	貴 田 千 弘	16
	川 端 雅 彦	24
	河 本 泰 秀	28

令和3・4年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 役員・顧問 一覧(案)

役職	氏名	卒期
会長	谷 祐 治	27
副会長	木 村 公 信	9
	貴 田 千 弘	16
	川 端 雅 彦	24
	河 本 泰 秀	28
会 計	松 田 奉 子	18
	仁 科 有 加 里	40
庶 務	塚 本 秀 夫	31
	徳 永 幸 代	37
監 事	宇 野 敬 造	3
	岩 井 繁 治	6
	永 野 智	16
交流部会 部会長	大 原 眞 代 子	7
同 副部会長	宇 野 その子	7
同 副部会長	片 平 誠	7
同 副部会長	奥 村 敏 子	15
同 副部会長	白 砂 美 智 代	15

(令和3年5月末時点での案)

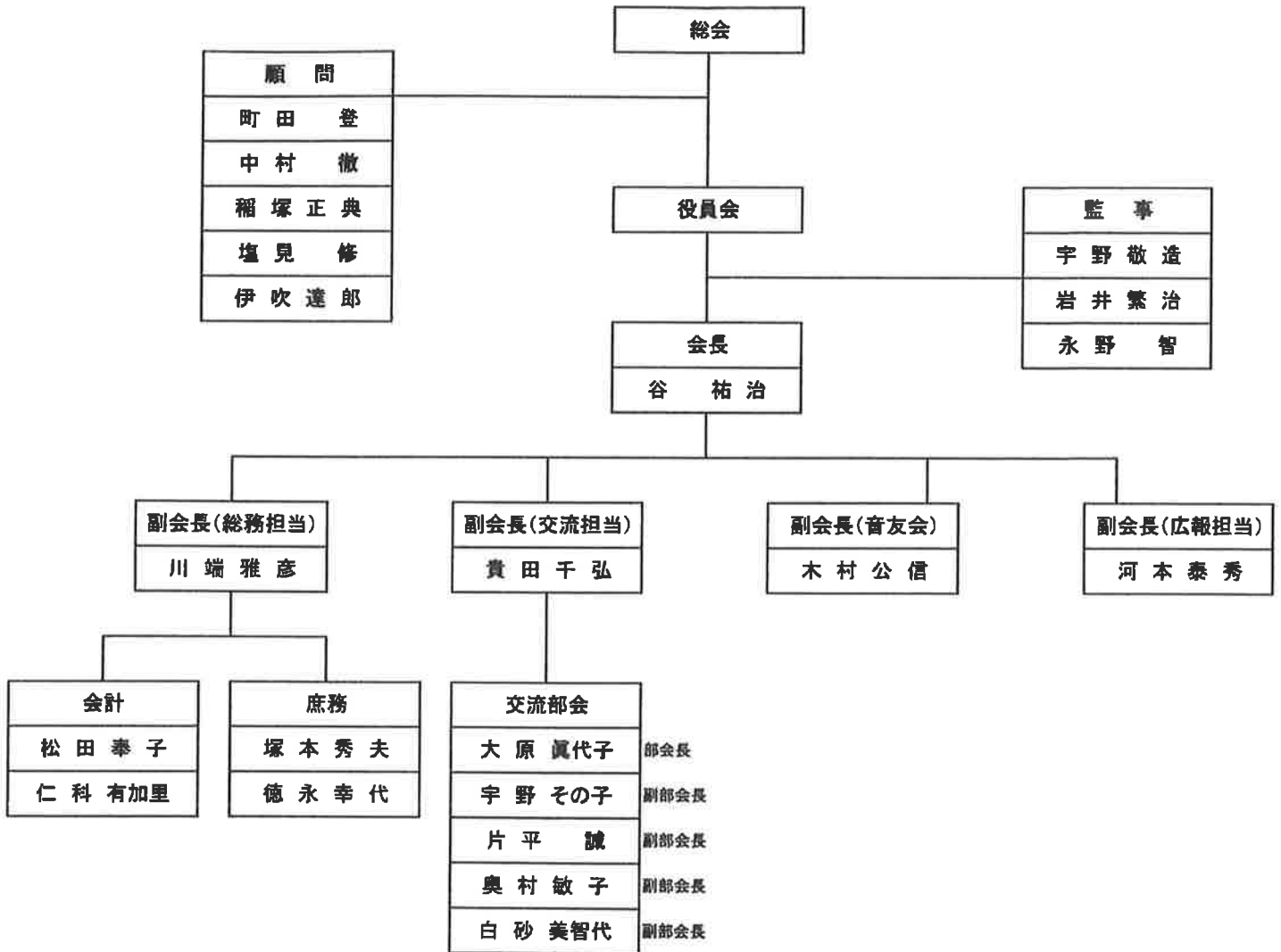
顧 問	町 田 登	2
	中 村 徹	2
	稲 塚 正 典	6
	塩 見 修	12
	伊 吹 達 郎	18

* 1 会計・庶務・監事・部会長・副部会長：会長が委嘱することになります。(会則第5条)

* 2 顧問：会長が推挙し、役員会で承認をえることになります。(会則第9条)

* 3 「同窓生の集い」開催にあたっては、実行委員会をあらためて組織します。

令和3・4年度 滋賀県立石山高等学校同窓会組織図案



令和3年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動計画（案）

- 4月 入学式（コロナ禍のおり、学校からの案内を受けて出席を見合わせる）
監査会
- 5月 常任委員会
- 6月 総会（書面表決書を学年委員に送付）
体育祭
文化祭（石舞祭）
- 8月 第1回 役員会（予定：8月8日）
- 1月 第2回 役員会（予定：1月30日）
- 2月 同窓会入会式
同窓会報発行
関東石山会総会
- 3月 卒業式

◎役員会

- ・必要に応じて適宜開催する。

◎広報活動の充実

- ・同窓会報の発行
- ・ホームページの更新、充実

◎交流部会

- ・必要に応じて適宜開催する。
- ・学年同窓会、部活 OB 会への援助（下記、対象事業が開催された場合に限る）
30名以上 3,000円補助 50名以上 5,000円補助 100名以上 10,000円補助
名簿タックシールの提供
- ・関東石山会への運営支援

令和3年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 会計予算(案)

一般会計

収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	2,742,546	定期1,000,752+普通1,674,331+現金67,463
会費	1,480,000	4,000円×370名
寄付金	100,000	
雑収入	100	預金利息
計	4,322,646	

支出の部

項目	予算額	摘要
総務費	80,000	資料作成費、寄付金口座振替手数料、消耗品費他
通信費	50,000	郵送切手代等
交流費	150,000	学年・クラブ同窓会開催支援費、関東石山会運営支援費他
広報費	2,200,000	会報発行2,050,000、ホームページ150,000
卒業記念品費	380,000	
積立金	100,000	記念事業会計へ積立て
予備費	50,000	
翌年度繰越金	1,312,646	
計	4,322,646	

記念事業会計

収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	1,793,285	
積立金	100,000	
雑収入	0	
計	1,893,285	

支出の部

項目	予算額	摘要
翌年度繰越金	1,893,285	
計	1,893,285	